

入札参加者各位

**総合評価落札方式対象の工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における
指名停止緩和の拡大について**

平成 28 年 4 月 1 日のお知らせ「工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の変更について」により、工事の入札において、落札候補者が落札者となることを辞退した場合の指名停止の緩和を行ったところですが、**総合評価落札方式による入札について、平成 29 年 4 月 1 日以降に公告又は指名する工事から緩和の取扱いを以下の通り拡大します。**

1 指名停止緩和拡大の内容

総合評価落札方式による工事の入札により落札予定者となった場合に、**当該入札の入札期間最終日の翌開庁日から開札日の前開庁日までの間に他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、総合評価落札方式による工事の落札者となることを辞退する場合には、指名停止の対象としません。**

【変更点】 4 月 1 日以降公告分の **総合評価落札方式による工事の入札** の辞退の取扱例

| | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 | 12日 | |
|-------------------|---|----|----|-----------------------|------|----|-------------|-----|----------------------|-----|-----|-------------|-------------|
| 総合評価落札方式対象工事(工事①) | 入札期間 | | | 技術資料審査期間 | | | | | 開札日 | | | | 落札候補(予定)者通知 |
| | | | | ← A:今回拡大した指名停止緩和の期間 → | | | | | ← B:これまでの指名停止緩和の期間 → | | | | |
| 他の本市発注工事(工事②) | 入札期間 | | | 開札日 | | | 落札候補(予定)者通知 | | | | | | |
| | 今回拡大した指名停止緩和の期間(図の例中、4日から8日までの間に、工事②の落札候補者等となった場合、工事①については、工事①の落札候補(予定)者通知後、辞退をする場合に指名停止の対象となりません。 | | | | | | | | | | | | |
| 他の本市発注工事(工事③) | | | | | 入札期間 | | | 開札日 | | | | 落札候補(予定)者通知 | |
| | 工事①と開札日から落札候補(予定)者通知までの日程が同じになる工事③との比較については、これまでの取扱いと同様、入札公告に定める開札予定日時が最も遅い工事を辞退した場合は指名停止の対象となりません。 | | | | | | | | | | | | |

総合評価落札方式対象工事（以下、「総合評価対象工事」という。）において、

- ① 技術資料審査期間（上記Aの期間）中に、他の本市発注工事の落札候補者等となり、
 - ② 更に当該総合評価対象工事についても開札の結果、落札予定者となった際に、
- 総合評価対象工事の落札候補（予定）者通知日の翌開庁日午後5時まで**当該総合評価対象工事を辞退した場合には、指名停止の対象としません。**なお、開札日から落札候補（予定）者通知日までの間（上記Bの期間）に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことによる辞退の取扱いについては、これまでと変更ありません。

2 その他注意事項

- (1) 一般競争入札（条件付）における資格確認書類を既に提出した工事は除きます。
- (2) 政府調達協定（WTO）対象工事を除きます。
- (3) 疑義申立てがあり落札候補（予定）者通知が遅れた工事において、当初に配置を予定していた技術者が既に他の工事に従事してしまい代替がきかないことによる辞退の場合は、横浜市指名停止等措置要綱運用基準の「要綱別表2関係」の「13 不正又は不誠実な行為」の「(3) 入札等における不正又は不誠実な行為」のアに定める「正当な理由」に当たるものとして指名停止の対象としません。

担当：財政局契約第一課

045(671)2244

平成 28 年 4 月 1 日

入札参加者各位

工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の変更について

平成 26 年 5 月 7 日のお知らせ（別紙）「工事の入札手続きの一部見直しについて」により、工事の入札において、落札候補者が落札者となることを辞退した場合の指名停止の緩和を行いました。これまで、緩和の対象を「開札日が同一週にある工事」に限定していましたが、平成 28 年 4 月 1 日以降に公告又は指名する工事から以下の通り変更します。

1 指名停止緩和の内容

工事の入札において、落札候補者等となった工事（以下、「落札候補工事」という。）の **開札日から落札候補（予定）者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札候補工事の落札者となることを辞退する場合** には、指名停止の対象としません（以下の要件を満たす必要があります。）。

【参考】 4 月 1 日以降公告分の落札候補工事の辞退の取扱例

| 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 入札期間 | | | 開札日 | | | 落札候補（予定）者通 |
| | | | | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 落札候補者となった本工事において、この期間に他の本市発注工事（開札日が同一週である必要はありません。）の落札候補者となったことにより、本工事を辞退した場合は、指名停止の対象としません。 </div> | | | | | | |

2 指名停止緩和の要件

- (1) 辞退は、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時が最も遅いものから順に行う必要があります（落札案件の選択はできません。）。
- (2) 落札候補工事の落札候補（予定）者通知日の翌開庁日午後 5 時までに落札候補者となることを辞退する必要があります。

3 その他注意事項

- (1) 落札候補工事の一般競争入札（条件付）における資格確認書類を既に提出している場合は除きます。
- (2) 政府調達協定（WTO）対象工事を除きます。
- (3) 疑義申立てがあり落札候補（予定）者通知が遅れた工事において、当初に配置を予定していた技術者が既に他の工事に従事してしまい代替がきかないことによる辞退の場合は、横浜市指名停止等措置要綱運用基準の「要綱別表 2 関係」の「13 不正又は不誠実な行為」の「(3) 入札等における不正又は不誠実な行為」のアに定める「正当な理由」に当たるものとして指名停止の対象としません。

担当：財政局契約第一課
045(671)2244